

第3章

地域医療構想

- 1 策定の趣旨
- 2 東京都地域医療構想の概要
- 3 西多摩圏域の状況

第3章 地域医療構想

1 策定の趣旨

- 平成26年の医療法一部改正により、医療計画の一部として、次の事項を定めることとされました。

- ・ 構想区域ごとに厚生労働省令で定める計算式により算定された
 - ① 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
 - ② 将来の居宅等における医療の必要量
 - ・ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- ※ 上記①及び②については、医療法施行規則により、いわゆる「団塊の世代」全てが75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）の必要量を定めることとされています。

2 東京都地域医療構想の概要

- 都は、地域における病床の機能分化と連携を推進するための区域として、13の二次保健医療圏を構想区域として設定しています。さらに、地域で不足する医療機能の確保等について関係者が協議し、医療機関が自主的に機能分化・連携に取り組むため、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置しています。
- 国は、令和7年（2025年）以降の地域医療構想について、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年を視野に入れつつ、新型コロナで顕在化した課題を含めて中長期的課題について整理し、「新たな地域医療構想」の策定に向けた検討を行うとの方針を示しています。

3 西多摩圏域の状況

- 西多摩圏域は、65歳以上の高齢者の割合が30.7%（令和6年1月現在）と、都の22.6%より高齢化が進んでいます。また、療養病床が多いため、都内全域から患者を受け入れており、流入超過の状況にあります。
- 都は、医師偏在指標上、全国1位の医師多数都道府県となっていますが、西多摩は、医師少数区域となっています。今後、医師の働き方改革の取組を推進するとともに、安全で質の高い地域医療提供体制を維持していくことが求められています。
- このため、限りある医療資源の効率的・効果的活用について、病院間の連携や役割のあり方、地域包括ケア病床の活用などの方策を検討していく必要があります。